(注)　この式において、Ａ、Ｐ、Ｃは、それぞれ次の値を表すものとする。
Ａ：①イ(ハイ）Ｃのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）
Ｐ：仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の料金の額（単位：円）
Ｃ：周回走行回数

⑤　料金調整
イ　通行止めに伴う料金調整
対距離制区間及び一般有料道路において、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。(次の(イ)及び(ロ)に該当する場合は除く。)
ただし、料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該Ｃインターチェンジから Ｄインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。(以下同じ。)なお、当該途中流出前又は再流入後に、山形自動車道の湯殿山インターチェンジから日本海東北自動車道の酒田みなとインターチェンジまでの区間、横浜新道、京葉道路のうち江戸川区一之江町（起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間又は第三京浜道路の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。
ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ
(イ)　通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、Ａインターチェンジから Ｂインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合
全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。
｜ＡＤ'－ＢＤ'｜＋ＣＤ'－ＡＢ
(ロ)　札樽自動車道の小樽インターチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間の一部又は全部を走行する場合
全車種を対象として、Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円（(3)④、⑦又は⑪で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。)に消費税率を乗じ、四捨五入による10円単位の端数処理を行った額を控除した額に料金調整する。
（注１）　上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ'、ＢＤ'はそれぞれ次の数値を表すものとする。
ＡＢ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＡＤ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＢＤ：Ｂインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＣＤ：Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＡＤ'：Ａインターチェンジから D'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＢＤ'：Ｂインターチェンジから D'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
ＣＤ'：Ｃインターチェンジから D'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）
（注２）　ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢによる料金調整において、ＢＤ＜ＣＤとなる場合については、ＡＤ－ＡＢにより算出した額により料金調整を行う。
ロ　集中工事等に伴う料金調整
高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第６号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(3)　割引制度
①　マイレージ割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)。
ロ　割引率等
(イ)　ポイントの付与
料金の額10円毎に１ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。
(ロ)　ポイントによる割引
東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ)　経過措置
平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。